

震災後の里親会の取組み

社会的養護の担い手 里親を増やすために



岩手県里親会 佐々木 裕 会長

本県の里親委託推進上の課題

(里親委託推進プラン(平成28年12月19日策定))から

里親の新規開拓と増員

- 岩手県家庭的養護推進計画では、一般的の登録里親数を平成41年度までに173組に増やすとしており、全県的に里親の新規開拓が必要。
- 特に、養育里親を増やす必要があり、「里親=養子縁組里親」のイメージを変え、「家庭養護の担い手=養育里親」として普及を図る必要がある。

全市町村への養育里親の設置

- 本県では7町村に登録里親がない等の地域偏在があるが、家庭養護を必要とする子どもに対し、転校等が少なく生活環境の変化が最小限となるよう里親委託を進めることも方策の一つであることから、県下全ての市町村に複数組の養育里親を設けるよう拡充することが必要である。

専門里親の増員

- 被虐待児童や非行児童等の養育の難しい児童が増えており、それらを養育する専門里親は県下にわずか7組のみであることから、今後専門里親をふやすことが必要である。

措置における里親委託の優先

- 里親委託率を平成41年度に30%台としていくためには、児童相談所の措置において「里親委託優先の原則」をさらに徹底して進めることが必要である。

里親への定期的な訪問等支援

- 委託里親に対する訪問支援や未委託里親の状況把握は、児童相談所の役割であるが、虐待対応業務等の増加により対応できない現状にあり、登録里親の状況把握と国ガイドラインで示す定期訪問を始めとする必要な里親支援が確実に行えるよう、全県的な支援体制の整備が必要である。

里親への研修等の充実

- 里親に対する研修は、これまで、養育里親への登録前研修と5年毎の更新研修が主であり、施設職員の研修機会に比べ圧倒的に少ない実態である。平成29年度から法定研修となる養子縁組里親への研修を実施する必要があるほか、里親経験年数に対応し、養育技術や里親制度等に関する体系的な研修や未委託里親に対する研修、法定研修のない親族里親に対する養育技術等の研修等、里親の資質の向上を図る取組みが必要である。

ファミリーホームの設置支援

- ファミリーホームは、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どものいる環境の方がより適合しやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対して有用であることから先進地調査等をしながら情報収集に努め、県内へのファミリーホームの設置に向けた取組みを推進することが必要である。

東日本大震災で親が犠牲になった孤児・遺児は岩手県内で90人余りおります。被災直後は里親会が養育を担おうと里親会員に受け入れを要請、35組から50名以上の受け入れ可能という調査結果を受けて、県に受入れ用意がある申し入れを行いました。しかし、被災孤児・遺児は、とともに強い地縁・血縁で全員が親族のもとで養育され、里親会は親族里親等への支援に切り替えました。

震災から6年。親族里親の悩みの早期解決につなげるために里親同士の交流や里親サロンなどに取組み、支援を続けています。

家庭養育推進のために

里親制度は平成28年児童福祉法

50名以上の受け入れ可能という調査結果を受けて、県に受入れ用意がある申し入れを行いました。しかし、被災孤児・遺児は、とともに強い地縁・血縁で全員が親族のもとで養育され、里親会は親族里親等への支援に切り替えました。

震災から6年。親族里親の悩みの早期解決につなげるために里親同士の交流や里親サロンなどに取組み、支援を続けています。

本県では平成27年3月に「岩手県家庭的養育推進計画」が策定され、家庭的養育推進のために里親開拓と委託の推進等に取組んでいます。計画の最終年度(平成41年)には、本体施設養護、グループホーム養護及び家庭養護の養育児童数を1・1・1としていく目標で、当面の方針を2.5・1.5・1.1としています。

計画の目標達成に向けて、里親委託の取組みをより一層推進するために、里親委託推進プランが策定されています。

岩手県里親会の活動の展開

広く県民の理解を深め、少しずつでも新たな里親希望者を拡大しようと、ポスターやパンフレットの配布などによるPR活動、7つの支部市町村イベントでの里親制度説明会や出前講座を開催するなど、さまざまな各種団体への取組みを進めています。

定されています。

これから里親委託推進の取組みとしては、「里親制度の普及と里親の開拓」「里親の資質向上」「里親委託の推進」「里親支援の体

制整備」「里親委託等推進員を配置」「里親専任職員を配置」などがあげられています。